

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定／トピックス

中央会の主な事業等活動予定（6月）

P.4 特集 ～経営のヒント～

地域を元気にしようという動きが起きている

P.6 全国先進組合事例

漫画と英語を活用した、外国人への妙高アピール（新潟まんが事業協同組合）

P.7 組合Q&A

脱退した組合員に対する持分の払戻しについて

P.8 シリーズ「躍進企業」

ものづくり補助事業成果事例：三立機械工業株式会社（千葉市）

P.10 景 況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（4月期）

P.12 中央会だより

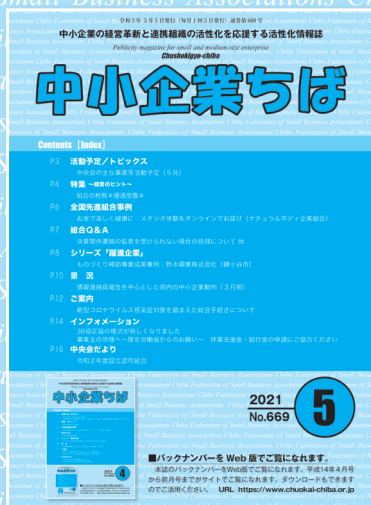
令和3年度組合運営講習会 開催
令和3年度情報連絡員・景況調査員 設置
千葉県商店街連合会第49回通常総会 開催

P.13 ご案内

第24期ふさの国商い未来塾 受講者募集
P C B 含有電気機器の処理期限が迫っています！

P.14 インフォメーション

令和3年5月・6月の雇用調整助成金の特例措置等について
雇用の維持及び多様な人材の確保等についてお願い



■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（6月）

令和3年5月12日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中央会（主な会議）			
6/22	火	<u>第 65 回通常総会</u> 時間：午後 3 時～ 場所：ホテルポートプラザちば	総務部
6/28	月	<u>令和 3 年度 専門委員会</u> 時間：午後 3 時～ 場所：オークラ千葉ホテル	
■ 中小企業連携組織対策事業			
6/ 1	火	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：オライはすぬま（企）	商業連携支援部
6/11	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：若杉会	工業連携支援部
6/17	木	<u>組合後継者等育成事業</u> 対象：千葉県中小企業組合士会	経営支援部
6/24	木	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県紙器段ボール箱工業組合	工業連携支援部
■ 団体等運営支援事業			
6/ 4	金	<u>千葉県中小企業団体青年中央会 第 34 回通常総会</u>	工業連携支援部
6/15	火	<u>千葉県官公需適格組合受注促進協議会 第 37 回通常総会</u>	商業連携支援部
6/17	木	<u>千葉県中小企業組合士会 第 40 回通常総会</u>	経営支援部
6/29	火	<u>千葉県共同店舗協議会 第 35 回通常総会</u>	商業連携支援部
6/30	水	<u>千葉県中小企業団体レディース中央会 第 19 回通常総会</u>	

令和 3 年度 諸制度改正に伴う専門家派遣等事業
幅広いテーマに対応！様々な専門家を無料で派遣します！

～相談テーマ例～

消費税対策

- ・インボイス対応
- ・消費税総額表示義務の特例の廃止
- ・適正転嫁

新型コロナウイルス感染症対策

- ・公的支援策の活用
- ・需要減少等に伴う経営相談
- ・設備投資・販路開拓

働き方改革

- ・時間外労働の上限規制
- ・同一労働・同一賃金
- ・業務フロー改善（効率化）
- ・人材配置の最適化 ・雇用施策の活用
- ・賃金制度の見直し等

新制度対応・諸施策活用等

- ・事業承継
- ・改正民法
- ・強靱化法への対応
- ・テレワーク推進
- ・デジタル化への対応

☎ 会員組合及び組合員企業が対象です。専門家が無料でご相談に応じます。

◎お問合せは、本会 経営支援部まで（Tel 043-306-3282）

経営のヒント

地域を元気にしようという動きが起きている

前回（本誌4月号）は、アメリカ合衆国で有名なショッピングセンター自体が閉鎖され、ゴーストタウンのようになっていた例をお話しました。アマゾンの台頭をその一因とする評論家もいます。通販にお客が流れたということですから。確かにそれもありますが、一方アマゾン側は店舗販売を開始、2020年7月で89店舗、ホールフーズ（2017年7月買収）は同じく500店舗となっていています。アマゾンが逆の動きをしているわけです。

今回は、「100円商店街、バル、まちゼミ」といった地域の商店街を変えようとする動きについてお話をします。よく知っている方も多いと思いますが、この3つのイベントは始められてからもう10年以上経つものであり、どれも商店街の元気づけを最大の目的としていますので、見ていきましょう。

(1) 「100円商店街」の由来

「100円商店街」は2004

年に山形県新庄市で始まりました。山形県の「NPO法人アンプ」が考案し、現在は全国127カ所330商店街で行われる地域活性化事業です。各参加店（商店街のお店）がお店の前に100円で販売できるものを置きます。買いたいものを見つけたら、お店の中へ入って支払いをするという仕組みです。商店街全体を100円ショップに見立てていこうと考える、とわかりやすいでしょう。また、お店の前に置くのはそのお店が売っているものではないというところがポイントになっています。

それでは千葉県で100円商店街が開催されたのはいつでしょう。うか。「100円商店街」自体は、千葉県内では2012年5月の「芝山100円商店街」が初開催とされています。以来同商店街では「芝山100円商店街」を定期開催、毎回来場者は4000人を超えたといえます。

第17回の芝山団地商店街は令和元年9月28日（土曜日）午前10時から午後4時まで行われるとの告知が見つかりました。17回続けるというのは商店街の皆さんをはじめとする関係者の大変な努力が

あったに違いありません。

※第18回以降の開催については、コロナ禍の影響により見送られているようです（中央会調べ）。

(2) バル街

バル街（ばるがい）は、チケット制の飲み歩き・食べ歩きイベントです。主催者から割安の数枚単位の前売りの飲食チケットを購入し、イベント開催期間中に複数のイベント参加店を、ハシゴして飲み歩き・食べ歩きます。このイベントは、主に地域、および地域飲食店の活性化などの目的で、日本全国で開催されています。

「バル街」の発祥は、2004年、函館西部地区です。この函館西部地区バル街実行委員会が商標登録をしています。他の地域でも許可を受ければ、使用することが可能です。函館以外では伊丹市が2009年に初めて開催しました（「伊丹まちなかバル」）。こちらは年2回春秋開催の飲食店とまちの活性化を目指したバルイベントであり、1枚のチケット（1冊5枚綴り）と引き換えにお店でドリンクとピンチョス（一品）を楽しむ

というものです。

浦安バル街

浦安も東西線の浦安駅を中心として、いくつかの商店街等で浦安バル街が行われます。筆者も数年前にお手伝いする機会がありました。浦安駅前ではチケットを販売しており、多くの方がチケットを買い求めていました。

（図）浦安バル街のバスルートと店舗マップ



(3) 「お店が儲かるまちづくり」とは

「シャッター通り」という気持

ちの良くない言葉が出てきたのは、地方では1990年代の後半からと言われます。東京に人口が集中するため、先に地方で症状が現れました。

そうした中で出版された『100円商店街・バル・まちゼミ』が、お店が儲かるまちづくり』は商店街の状況を認識したうえで、改善しようとする動きを伝える本です。この書籍が発刊されたのは2012年です。ほぼ10年前です。発刊される前から全国のまちで商店街に賑わいというスローガンのもと、お店が儲かるまちづくりが始まっていたのです。

千葉県にも、千葉まちゼミ、野田まちゼミ、佐倉まちゼミ、市川まちゼミなど20地域以上で行われています。まちゼミの考案者は愛知県岡崎市の松井洋一郎さんです。筆者は野田商工会議所が「まちゼミ」を始めようという時に松井さんのお話を聞くチャンスがあり、また千葉県の中央会のセミナーでもお話をうかがいました。

『お客様』『お店』『地域』の三方よし、活性化事業であり、コミュニケーション事業であると強調されていきました。

（まちゼミとは？）

「まちゼミ」（得する街のゼミナール）は、愛知県岡崎市で始まり、お客様に喜ばれ、商店個々の新規顧客獲得による売上&集客アップ等の成果を上げ、地域の活性化・後継者問題解消に繋がる成功事例として全国に広がりました。

地域の商店自身（店主・スタッフ・職人等）が講師となり、自店舗を会場とし、受講者（お客様）に専門的な知識や情報、コツをお伝えする少人数制の無料のゼミナールです。自店舗に1歩入って頂くきっかけとなり、お店の存在・店主の人物等なども知っていたらく事により、「お客様とお店の信頼関係づくり」「お店のファンづくり」を推進する取り組みです。

古くから「醤油の街」として栄えた野田について紹介します。野田市内には江戸時代から100年以上も続いている商店が数多くあります。野田市の「まちゼミ」準備会では、商店の方、商工会議所の方、皆さんが成功させてまちを元気にしようという一生懸命さが伝わってきました。他の地区でも変わらないと思いますが、「まちゼミ」の趣旨を何度も説明する様

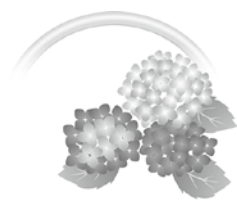
子にわたしはパワーを感じ、そのパワーに引張られる商店がいることがよくわかりました。

第2回のまとめ

今回は、これまで商店街が知恵を絞って始めた100円商店街、バル、まちゼミについて紹介しました。団地の商店街などで一通りお店がそろっているような場所では、バルやまちゼミは開催できませんが、お店同士が離れていて、軽く歩いてみるということがやりにくいところでは難しいかもしれません。

今回は、第1回、第2回を踏まえた上で、筆者自身の考え方を改めて今後についてお話ししようと思っています。今回挙げた「100円商店街、バル、まちゼミ」のご理解の上で、どのように快適な街を作るのかを考えています。

（中小企業診断士 原田 純）



★令和3年度・労働保険の年度更新期間は6月1日～7月12日までです

直接窓口へ出向くことなく申告・電子納付することができます

労働保険は、毎年、前年度の確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料の申告・納付の手続き（年度更新）が必要です。

【令和3年度の年度更新期間】 6月1日（火）から7月12日（月）まで

期間中にお近くの金融機関、または都道府県労働局、労働基準監督署で申告・納付手続きをお願いします（労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している事業主の申告・納付手続きは、労働保険事務組合が行います）。

【年度更新申告書の送付】 事業主宛てに5月末頃発送

年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

労働保険料などの納付は、電子納付や「口座振替」が便利です。また、令和3年度は労働保険率、雇用保険率ともに改定はありません。保険料率は厚生労働省のホームページからご確認ください。（[労働保険・雇用保険の特徴](#)で検索）

なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、年度更新コールセンターまでお問い合わせください。

【年度更新コールセンター】 ☎ 0800-555-6780 《受付時間》9時～17時（土日祝日を除く） 《開設期間》2021/5/31～7/16まで

テーマ

特徴ある活動

漫画と英語を活用した、外国人への妙高アピール

新潟まんが事業協同組合

組合や団体との連携において、それぞれの組合や団体が専門性を発揮し尊重し合えたことが、成功の要因である。

背景・目的

花角新潟県知事が発した「本県観光の魅力をいかに外国人旅行者に伝えるか」（平成31年2月18日知事説明要旨から）との言葉を受け、新潟県中小企業団体中央会が進めている組合間連携事業としてスタートした。中央会からの提案を受け、新潟まんが事業協同組合、新潟県旅館ホテル組合青年部、（二社）新潟県通訳翻訳協会が、外国人旅行者に本県の魅力を伝える研究として、漫画と英語による妙高観光リーフレット作成に着手した。

取組みの手法と内容

今回の取り組みを進めるにあたり、令和元年7月から令和2年2月に亘り、新潟県中小企業団体中央会、新潟まんが事業協同組合、

新潟県旅館ホテル組合青年部、（一社）新潟県通訳翻訳協会の4者の代表が、計3回会合を持った。

令和元年7月18日に行われた第一回目の会合では、新潟県中小企業団体中央会から今回の取り組みの趣旨の説明、各組合・団体の紹介、新潟県旅館ホテル組合青年部から妙高地区の外国人観光客の動向の説明があった後、テーマについての討議が行われた。その結果、妙高山にゆかりのある忍者「自来也」をキャラクターとして使用する方向性が打ち出された。各組合・団体の役割については、それぞれの専門分野を活かす運びとなった。また、この取り組みでは、プロジェクトリーダーを設置することをせず、合議制で進めることにした。

第二回目の会合は、令和元年12月10日に行われ、リーフレットのイメージについて話し合われた。最終成果物や今後のスケジュールについて確認することができた。



「妙高観光リーフレット 自来也伝説」の表紙

第三回目の会合は、令和2年2月25日に行われた。できあがったサンプルを基に、最終的な修正点等についての話し合いを行い、納品や知事懇談会等のスケジュールが確認された。

令和2年7月28日、花角新潟県知事に対して、新潟県中小企業団体中央会が今回の事業について報告し、今回の取り組みの成果物である「妙高観光リーフレット」の説明を新潟県旅館ホテル組合青年部が行った。

成果とその要因

成果物であるリーフレットだけではなく、リーフレットを生み出すまでのプロセスで得たものも大きな成果だろう。新たな営業ツ

ル、知識やノウハウの獲得、モチベーションの向上等である。今回の成功要因は、それぞれの組合・団体がそれぞれの専門性を発揮し、他の組合・団体と尊重し合えたことである。



花角新潟県知事への報告後の記念撮影

新潟まんが事業協同組合

住所：〒950-0072
新潟市中央区
竜が島1丁目5番2号
設立：平成28年2月
出資金：540千円
業種：漫画家及びデザイナー
組合員：18人
URL: <http://gataman.com/>

組合 Q & A

脱退した組合員に対する持分の払戻しについて

Q1 脱退した組合員に対する持分の払戻しはいつ行うのか？

「A1」組合員の脱退には法定脱退と自由脱退があり、ほかに除名による強制的な脱退があります。いずれの場合でも払戻すべき持分の額は、その事業年度末の決算数値をもとに行いますから、払戻し時期はその決算が総会の承認を経て確定する日以後になります。法定脱退の事由に該当したときあるいは自由脱退の申し出があったとき、速やかに「出資金」を払い戻すケースが少なからず見受けられますが、返戻額が過大になることも想定されますから注意が必要です。

Q2 脱退した組合員に払戻し持分とはそもそもどういうものですか？

「A2」組合の財産は出資口数に応じて組合員に帰属します。組合員が組合財産に対して有する経済的権利を持分といいます。組合の定款には第25条に「持分」

の規定があり、持分算定方法を示しています。また定款第14条には「脱退者の持分の払戻し」規定があり、払戻すべき額について示しています。

（脱退者の持分の払戻し）

定款第14条

組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

（持分）

定款第24条

組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 略

定款第25条から、出資一口あたりの持分は《組合正味資産÷出資口数》で求めるべきことが分かり、脱退時には「取り分」と言い換えることもできそうです。持分全体

については、《組合員が組合資産に対して共有する計算上の価額》と定義されます。

定款第14条は持分の払戻制限の規定であり、現在ほとんどの協同組合の定款がこのような制限付きのものになっています。

Q3 その持分とは具体的にどう計算するのか？

「A3」前項で見たとおり計算の基礎は、その事業年度末の組合正味資産です。この正味資産は組合の決算書類のうち財産目録の最終項目として示されています。これは貸借対照表「純資産の部」の金額でもあります。

その金額をそのまま計算ベースに使えると計算は簡単なのですが、財産のうちに特に土地や多額の有価証券がある場合にはこれを時価評価して正味資産を再算定する必要があります。財産目録が表示している正味資産は「簿価」ベースであり、過去の最高裁判決で、持分算定に用いる正味資産の額は時価によるべきことが確定しているのです。

土地の時価の確定は容易ではありませんから、固定資産評価額に比準する方式などが多く用いられ

ます。この時価の算定如何によって払戻す持分額が変動するのですから、後日の紛争のないようにあらかじめ組合の採用する時価評価の方法を総会の承認を得た持分払戻し規定で明確にしておくべきです。

組合財産のうちに土地がなく、有価証券に商工中金株式の若干程度なら重要性の観点から財産目録が表示する「差引正味資産」の額をそのまま用いることも良いと思われます。

Q4 組合員の出資金に対する差し押さえ通知が税務署から届いたが？

「A4」消費税等の滞納により組合に対して税務署から出資金差し押さえ通知が届く例は珍しくありません。

求められている返信を税務署に行い、あとは組合員の脱退し持分払戻し時まで特別なことはありません。脱退時には所定の計算をして持分払戻し額を確定し、未納の賦課金未収金等があればこれを相殺し、残余があればその額を税務署に通知して支払います。

◎令和2年度組合決算講習会資料より転載

本会は、ものづくり・商業・サービス補助金の地域事務局として、補助事業者の「事業化」に向けた活動の支援やそのフォローアップ等に取り組んでいます。

このコーナーでは、ものづくり等の補助事業に取り組んだ事業者（過去に同補助金に採択された県内の中小企業等）にスポットを当て、補助事業実施後の事業展開や補助金活用の成果状況等についてご紹介します。



事業類型	試作開発 設備投資	対象類型	ものづくり技術
------	--------------	------	---------

三立機械工業株式会社（千葉市）

事業テーマ

操作の安全を目的にした油圧式アリゲーターシャーリング

本事業への取組の経緯・目的

リサイクル業界では、非鉄系金属の長尺物の切断作業をアリゲーター

ター式（ワニ口型）で行っています。フライホイールのパワーを使用して切断作業を行うため、常に刃物が連続的な動作となり、危険が伴います。

また、素材に違いがある場合には、

狙い切りの必要が生じますが、手首の切断事故も多発しており、大変危険な状況にあります。

そこで本事業は、連続動作式ではなく、油圧による単動式とし、足踏みスイッチ式によるワンサイクル動作の機構を目指しました。



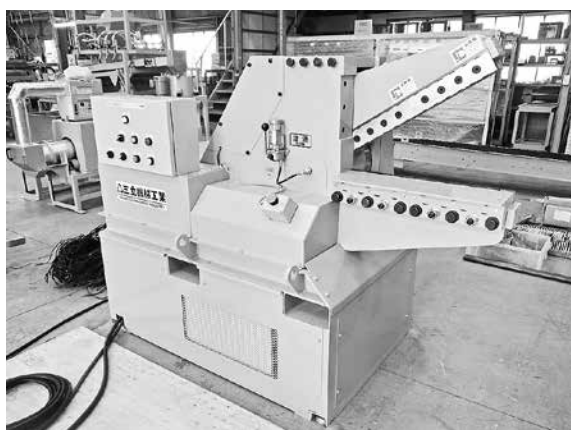
実施内容

刃物の動作をモーター式から、油圧シリンダーによる単動式とし、さらに油圧の為、大きなパワーもかけ備えることが出来ました。

事業実施の成果

足踏みスイッチによる1サイクル動作のため作業者の心の準備が出来るようになり、かつ、狙い切り作業も安心して準備が出来ようになりました。

さらに、油圧方式の為パワーが上がったことから、事故もほとんど無くなり、作業が大幅に拡大出



来ました。

このように安心して使用出来るようになったことから経営者及び作業者双方にとって好評になっています。

今後の展望

本機の完成により油圧式アリゲーターは刃物の長さ250ミリの小型タイプでスタートしましたが、その後、パワーを強化した刃物の長さ300ミリのタイプを発売し、両シリーズは好調に推移しています。

さらに、長さ600ミリの大型のタイプの要請があることから現



在開発を行っています。

また、狙い切りのため、各種の固定器具の開発に取り組んでいます。

社長から一言

非鉄金属系の切断には、アリゲーター型（ワニ口式）シャーリングが一番使い勝手が良かったため、このタイプに油圧式を搭載させることにより、安全で効率の良い作業が出来ようになりました。

これにより、リサイクル業界の作業環境の改善がさらに進むことを期待するものです。



企業データ	
主な事業・業種	機械製造業・リサイクル機器の製造販売
得意分野	廃電線リサイクル機器装置
所在地	[本社・事業実施場所] 〒263-0002 千葉県千葉市稲毛区山王町 335-1
TEL	[本社・事業実施場所] 043-304-7511
FAX	[本社・事業実施場所] 043-304-7512
URL	www.sanritsu-machine.com
設立	1977年4月16日
代表者	代表取締役社長 中根 亮一
従業員数	20名
資本金	2,000万円

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和3年4月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

〔「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数〕

前月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は12から5に減少。「減少した」業種は4から9に増加。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は13から9に減少。「減少した」業種は12から14に増加。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は9から4に減少。「悪化した」業種は12から14に増加。

前年同月比

- ➡製造業では、売上高において「増加した」業種は4から6に増加。「減少した」業種は10から6に減少。
- ➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は5から10に増加。「減少した」業種は17から15に減少。
- ➡業界の景況では、「好転した」業種は7から8に増加。「悪化した」業種は26から16に減少。

製造業

【しょう油・食用アミノ酸製造】**【県内全域】**
依然として厳しい状況が続いている。

【パン・菓子製造】**【県内全域】**
コロナ禍の中、店売り品は向上

き傾向にあるが、催事等がなくトータルではマイナスである。店舗により、業績が良いところもあるが、大手ほど売り上げ減少が続く。

【酒類製造】**【県内全域】**
新型コロナウイルスの影響により、

売上は前年並みであったが、厳しい状況が続いている。

【牛乳小売】**【県内全域】**
6月の食品衛生法の改正に伴い、牛乳販売業は許可制から届出

制に変更され、食品衛生上の品温管理などについてより徹底した対応が求められる。

【繊維製造】**【県内全域】**
厳しい状況が続いている。

【木材・木製品製造業】**【県内全域】**
木材の不足ばかりで先行きが不透明である。

【製材】**【木更津】**
ロシア船及び米材船ともに入港

がなく、在庫数量が減少。

【印刷・同関連業印刷】**【県内全域】**
新型コロナウイルスが依然とし

て収束せず、ゴールデンウィーク前にも関わらず、仕事量が減少している。

【鉄工】**【千葉】**
組合で半期毎に実施している事

業所動向調査によると、「受注」「在庫」「設備稼働率」「収益状況」に改善傾向がみられ、新型コロナウイルスによる景況感の悪化は底を打った感があるものの、3回目となる緊急事態宣言の発出により、再度悪化する懸念も払拭できず先行き不透明感が強い。

【機械部品製造】**【野田】**
前月は昨年度と比較して幾らか

良くなったが、年度末に比べるとパツとしない。ゴールデンウィーク明け後の景況が気になる。

【機械部品製造】**【柏】**
半導体、自動車、家電、工作機

械等、中国を中心に動きは増加。ただし、リスク要因の増加で半導体の製造にブレーキがかかり、一部に減産(自動車)も見られるなど、不透明感が拭えない。

【金属製品製造】**【船橋】**
新型コロナウイルスの影響を受

けながらも、生産自体は継続され、不安定な状況ながらも堅調な流れに近づいている。

【探石】

【県内全域】

石材出荷量は月によってバラツキがあり、今月は前月を上回ったものの、前年同月比では減少となり、前年対比20%の状況である。

非製造業

【総合卸売】

【千葉県・東京都】

組合員総じて既往先の売上減少を新規開拓等で入れ替えを行っていない状況。また、金融機関より追加のコロナ資金借入れを検討する組合員が出てきているが、金額面で前回同様の借入れが行えない組合員もある模様。今後の借入金返済負担に備えて収益性の改善が急務となっている。

【医薬品卸】

【県内全域】

薬価改定により、薬価がダウンした影響で販売価格も低下した。組合員各社は影響を抑えるために新製品の薬剤の販売強化を行っている。一方、患者数は徐々に回復しつつあるが、今後の新型コロナウイルスの感染状況が気になるところである。

【青果卸売】

【千葉市】

新型コロナウイルスの影響で売上は伸びていない。この状態がしばらく続きそうである。一方、青

果物の価格は安定している。

【食肉卸売】

【成田市他】

外食向けの需要回復は鈍いが、特にスーパー向けの需要が高まっている。コロナ禍が落ち着くまで、この傾向が続くと思われる。

【小売】

【柏】

昨年よりは持ち直したが、一昨年は大きく落ち込んでいる。

【電気機器小売】

【県内全域】

緊急事態宣言が東京都で発令され、家電製品の販売の動きが止まった。オリンピックが一つの期待であり、特にテレビの動きが期待される。

【青果小売】

【千葉市】

未だに先の見えない状況が売上を取りにいけない。先月同様、4月も大きく前年を下回った。昨年との違いは、小売中心の店が売上を伸ばせていない。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】

中古自動車オークションの出品台数は減ったが、成約台数は増加した。バイヤーの動きは活発。

【小売】

【東金】

コロナの影響が続いている。飲食、衣料、サービス関係は厳しい状況が続いている。資金繰りにも苦慮。組合本体も厳しいので対応

が難しい。食品関係は戻ってきている。しかし、全体の客数が戻らない状況。昨年は4月がかなり悪かったので若干は戻ったが、まだまだ厳しい。

【商店街】

【千葉市】

施設への来訪者数はかなり増加しているが、売上額はそこまで増加していないと考えている。また、この1年間あたりで、全体店舗数の10パーセント程度の店舗が閉店している状況である。一方、空き店舗への新たな出店は閉塞感がある。

【建設機重】

【県内全域】

大手建設関連の仕事では新型コロナウイルスの影響が出ている。

【貸船】

【君津】

昨年は4月上旬から5月中旬まで、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、釣船店は休業していた。一昨年の同月比では、売上は減少している。

【一般廃棄物処理】

【千葉市】

前年同月はコロナ禍の影響によって状況は芳しくなかったが、本年は慣れによるものか景況は良い状況となった。

【学習塾】

【県内全域】

コロナの影響は1年前と比べると落ちつきつつある。学校閉鎖がなく、ほぼ平常の営業ができてい

と落ちつきつつある。学校閉鎖がなく、ほぼ平常の営業ができてい

【土木建築サービス】

【県内全域】

様々な業態で景気回復が「K字型」を示している中で、測量業界は幸いにも相応の業績をあげることが出来ており、アフター・コロナを見据えた新しい対応の在り方を研究していくこととしている。

【警備】

【県内全域】

4月までは受注はあったが、これから先はコロナで全く先が見通せない。

【ソフトウエア】

【県内全域】

再び新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化し、顧客のIT投資は減少傾向にある。

【内装工事】

【県内全域】

建設業界の動きが鈍化している。

【貨物運送】

【野田】

倉庫、宅配業務、物流センターの動きは活発。

【輸出入】

【県内全域】

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令されたが、成田空港の出国利用客は4月に入っても少なく、店舗開業もなく休業状態であった。

令和3年度

組合運営講習会 開催

本会は4月28日、組合の事業年度終了後の事務手続き等をテーマとした「組合運営講習会」を千葉市内で開催した。

組合は毎年一回決算を行い、所定の期限内に税務申告を行う必要がある。また、組合には一般法人とは異なる特有の会計処理や税務制度があり、組合を所管する行政庁には決算関係書類等を提出することが義務づけられている。

本講習会では、「組合の事務手続きについて」本会設立支援部から説明を行った後、後半は、税理士



組合運営講習会 古知税理士による講義の様子
※当日は、会場での対面受講とオンラインによるリモート受講のハイブリッド形式で開催された。

の古知潔氏より「組合税務のポイントと監査手続きについて」と題する講義が行われた。

令和3年度

情報連絡員・景況調査員 設置

本会は毎月の景気動向等を的確に把握するため、次の組合に所属する役職員を対象に本年度の情報連絡員を委嘱した（地域・業種別に各組合から1名、合計50名の情報連絡員を設置）。

各連絡員からの調査報告は、本会できりとまとめを行った後、行政等関係機関に報告され、施策立案等の参考にされているほか、本誌にも一部掲載している。※網かけの組合は、景況調査員を兼務。

製造業

【食料品】 千葉県醤油工業協、千葉県漬物工業協、千葉県菓子工業組合、千葉県酒造協、千葉県牛乳商業組合【繊維・同製品】 千葉県テントシート工業組合【木材・木製品】 千葉県木材市場協、木更津木材港団地協【印刷】 千葉県印刷工業組合【窯業・土石製品】 千葉県西部生コンクリート協【鉄鋼・金属】 千葉県鍍金工業組合、千葉県鉄工業団地協、野田工業団地協、流山

工業団地協、柏市工業団地協、ふなばしインタックス協、船橋機械金属工業協【鉱業・採石】 千葉県採石事業協、千葉県土砂事業協連合会

非製造業

【卸売】 船橋総合卸商業団地協、千葉県医薬品卸協、千葉県資源リサイクル事業協連合会、千葉県果卸売協、印旛食肉センター事業協、千葉県海苔問屋協、茂原卸商業団地協【小売】 柏駅前第一商業協、千葉県電機商業組合、千葉県果商業協、千葉県中古自動車販売商工組合、協東金ショッピングセンター、協白井ショッピングセンター、松戸市青果物商業協【商店街】 千葉ショッピングセンター商店街（振興）【サービス】 千葉県自動車整備商工組合、千葉県クレーン建設重機協、野田市商業協、亀山湖観光事業協、千葉市廃棄物リサイクル事業協、千葉学習塾協、千葉県測量設計補償協、全千葉警備業協、協シー・ソフトウェア【建設業】 千葉県水道管工事協、千葉県建設業協連合会、千葉建設業協、千葉電設協会、千葉県室内装飾事業協【運輸】 協システムネット北千葉【貿易】 千葉県貿易協

千葉県商店街連合会

第49回通常総会を開催

千葉県商店街連合会（会長＝伊勢田政員・千葉市商店街連合会）は5月21日、千葉市内において通常総会を開催し、令和2年度決算と令和3年度事業計画及び予算が承認された。

また、総会終了後の来賓挨拶では、熊谷千葉県知事をはじめ、阿部自由民主党千葉県議会商工議員連盟会長、中沢千葉県議会議員、平本会会長（代読今関専務理事）が登壇し、熊谷知事からは、新型コロナウイルス対策の徹底や、今後の県政への並々ならぬ決意等が語られた。



▲熊谷知事の挨拶

☆商店街若手リーダー養成講座☆

第24期「ふさの国 商い未来塾」受講者募集

魅力ある“まちづくり”を目指す方、ぜひ奮ってご参加下さい

- 1. 対象者** 商店街の若手商業者・後継者、商業を通じて地域活性化に取り組む意欲のある方
- 2. 受講期間** 令和3年8月～12月（全10回）予定
- 3. 講座内容** 全国各地で活躍している商店街、まちづくり実践者、中小企業診断士等専門家、商い未来塾OBを迎え、地域・商店街・個店の活性化、イベント手法等について学ぶとともに、先進商店街への視察などにより具体的な活性化手法や賑わい手法を習得します。

▼カリキュラム内容（予定）

- ①商人の心得及びコロナ後の商人の在り方について
 - ②新規顧客開拓に有効的な「まちゼミ」とは
 - ③商店街でできる空き店舗対策とは
 - ④お金をかけない！安売りしない！商店街・個店ですぐ実践できる！T活用とは
 - ⑤住民参加を基本としたイベント及び安心安全なまちづくりの取組について
- ※詳しくは中央会HPをご覧ください。<https://www.chuokai-chiba.or.jp>



受講申込みは、左記のQRコードをご活用下さい。

- 4. 募集人数** 30名程度
- 5. 受講料** 無料（視察研修及び交流会等に係る費用は実費負担）
- 6. 申込期限** 令和3年7月16日（金）まで（定員になり次第締め切りとさせていただきます）

◎申込み・お問合せ先：千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部
TEL：043-306-3284 FAX：043-227-0566

https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html



なお、処分に際しては、中小企業者等に助成制度があります。（助成事業はJESCOホームページを参照願います。）

種類	処分期限
変圧器・コンデンサー	令和4年3月末
安定器	令和5年3月末

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/pcb/index.html>

ムページを参照願います。）
期限内に確認及び廃棄処理が必要になります。（制度の詳細は千葉県ホームページを参照願います。）

ポリ塩化ビフェニル（PCB）が使用されている変圧器やコンデンサー、照明器具に内蔵する安定器については、PCB特別措置法により、それぞれ処分期限（左記のとおり）が定められています。期限を過ぎても廃棄しない場合には、罰則が適用されることもありますので、保管又は使用している可能性のある事業者は必ず期限内に確認及び廃棄処理が必要になります。（制度の詳細は千葉県ホームページを参照願います。）

PCB含有電気機器の
処理期限が迫っています！



災害からいのちを守る赤十字

赤十字の人道活動は、国や県からの公的資金によらずに、皆様からお寄せいただく活動資金によって支えられています。

赤十字活動資金へのご協力をお願いします。

「苦しんでいる人を救いたい」その思いを実現するため、様々な人道活動に取り組んでいます。

活動資金へのご協力方法

インターネットで



クレジットカードでの月々の継続寄付などをお選びいただくことが可能です。

お近くの窓口で



千葉県支部または市区役所、町村役場の窓口で受け付けています。



日本赤十字社 千葉県支部
Japanese Red Cross Society

〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7
TEL 043(241)7531(代表) | FAX 043(248)6812
<http://www.chiba.jrc.or.jp>



※日本赤十字社に対する寄付金は、その公益性から税制上の優遇措置が認められています。

(事業主の方へ)

令和3年5月・6月の 雇用調整助成金の特例措置等について



判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降の場合の支給申請様式が変更されております。**厚生労働省HPに掲載している最新の様式**をご提出ください。

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年4月30日まで**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、**一部内容を変更し、この特例措置を6月30日まで延長いたします。**

特例措置の内容

判定基礎期間の初日		～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①
	業況特例 (※1) 【全国】	—	4/5 (10/10) 15,000円 ②
	地域に係る特例 (※2)	—	4/5 (10/10) 15,000円 ②
			4/5 (10/10) 15,000円 ②
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円 ①
	業況特例 (※1) 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②
	地域に係る特例 (※2)	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円 ②
			4/5 (10/10) 15,000円 ②

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030521企03

※ 1・※ 2 に該当する事業主の方へ

※ 1 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

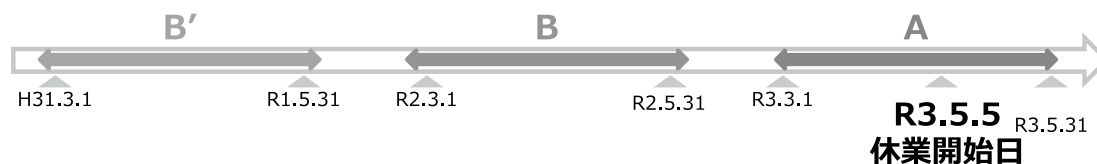
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、Aが30%以上減少している事業主

A：休業の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年5月から休業を実施した場合



【対象となる休業等】

令和3年1月8日から6月末まで(※)の休業等（短時間休業を含む）

（※）中小企業は5月1日から6月末まで（4月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。）

※ 2 地域に係る特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- ①緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- ②緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

厚生労働省HP

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



雇用の維持及び多様な人材の確保等についてのお願い

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、本県の有効求人倍率は、本年2月には0.84倍と、昨年6月以降は求人が求職を下回る状況が継続しており、令和3年3月新規大学等卒業者の就職内定率も前年同期と比べ低下しているほか、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数も3千人を超えるなど、厳しい雇用情勢となっております。

一方、事業主の皆様におかれましても感染症の影響により、現在の事業活動を取り巻く環境が、極めて厳しい状態であることは十分認識しているところでございますが、県、労働局としても、企業向けの各種支援を実施しておりますので、県民の生活に直結する雇用の維持・確保及びテレワーク等働き方改革を通じた労働環境の整備に向けて、下記事項につきまして御理解を賜り、御協力をお願い申し上げます。

記

1. 新卒者等の積極的な採用及び採用活動における多様な手法の活用について

第二の就職氷河期世代を作らないよう、中長期的な視点に立ち新卒者等の採用を積極的に進めていただくとともに、卒業・修了後少なくとも3年は新卒者枠として応募可能としていただきますようお願いいたします。併せて、採用活動においてオンラインによる面接・試験など多様な手法を御活用くださいますようお願いいたします。

2. 従業員の雇用の維持について

雇用調整助成金や、雇用シェア支援のための産業雇用安定助成金等、国・県の支援などを積極的に活用いただき、従業員の雇用維持に努めてくださいますようお願いいたします。

3. 多様な人材の確保及び支援サービスの利活用について

就職氷河期世代の方々及び若年者の正社員としての採用や、新型コロナウイルス感染症に起因する離職者、女性、中高年齢者、障害者をはじめ多様な人材の採用、非正規社員の正社員化を積極的に進めてくださいますようお願いいたします。

その際、ジョブカフェちば、ハローワークなどの就労支援施設や、各種事業を通じて、企業の人材確保を支援しておりますので、積極的に御活用ください。

4. 「新しい生活様式」に対応した労働環境の整備について

新型コロナウイルス感染症の拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能とするために、適切な労務管理下でのテレワークの積極的な推進等を行っていただくよう、働き方改革推進支援センターやアドバイザー派遣、テレワーク導入支援等の施策を活用いただき、生産性の向上と働き方改革の両立が図られますようお願いいたします。

併せて、働き方改革関連法の順次施行に伴う同一労働同一賃金への対応、高年齢者雇用安定法及び女性活躍推進法の改正に係るリーフレットを同封しますので、取組の際に御活用ください。

貴団体の益々の御発展と貴会の御健勝を御祈念申し上げます。

令和3年4月

千葉県中小企業団体中央会

会長 平 栄三 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人

千葉県教育長 富 塚 昌 子

千葉労働局長 友 藤 智 朗

(公印省略)